様式第九号その四を様式第十三号その四とし、様式第九号その五を次のように改める。

様式第十三号
その五（家畜体内受精卵の採取及び処理に関する事項）

雌畜	名　前	家畜登録機関名及び登録番号	品　種	（個体識別番号）	生年月日	飼養者の氏名又は名称及び住所

交配した種畜								診断及び体内受精卵								体内受精卵の譲渡（※１）		摘要
名前	種畜証明書番号	等級	家畜登録機関名及び登録番号	品種	種付け又は精液注入年月日	種付証明書番号又家畜人工授精用精液証明書番号	授精した獣医師（家畜人工授精師）の登録番号）（免許番号）及び氏名	診断の年月日	診断した獣医師の登録番号及び氏名	採取年月日及び時刻	採取個数	正常受精卵個数	正常受精卵の形態	家畜体内受精卵証明書番号（※２）	凍結の有無	年月日	譲渡先の氏名又は名称及び住所	
														号				
														号				
														号				
														号				
														号				
														号				
														号				
														号				
														号				

備考

1　獣医師が雌畜ごとに作成して体内受精卵の採取及び処理に関する事項を記載し、又は記録すること。

2　牛については、（個体識別番号）の欄に個体識別番号（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第２条第１項（平成15年法律第72号）の個体識別番号をいう。）を記載すること。

3　体内受精卵を採取し、封を施すことなくその場で雌の家畜に移植したときは、摘要欄にその体内受精卵採取に関する証明書番号を記載し、又は記録すること。

4　正常受精卵の形態の欄には、卵の分割状態等の違いが明らかになるようスケッチをし、顕微鏡写真(電磁的記録により作成されたものを含む。)を添付し、又はその卵の胚の品質コード及び発育ステージを記載すること。

5　（※１）印の欄には、体内受精卵を採取した獣医師が体内受精卵を譲渡する場合に限り記載し、又は記録する。

6　（※２）同一の家畜人工授精所内において、同一の家畜体内受精卵証明書番号を使用しないこと。